

## 第2弾 小坂町地域経済活性化商品券を発行します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復と個人消費の拡大を促進するため、町内各事業所で使用できる地域経済活性化商品券を発行します。

- ◆対象者 11月24日時点で、住民基本台帳に登録されている方
- ◆発行額 町民1人当たり5,000円(1枚当たり1,000円または500円ずつ2枚で利用できます)
- ◆郵送時期 11月24日(火)より、世帯主あてに世帯員分の商品券を簡易書留で郵送します。
- ◆利用期間 12月1日(火)～令和3年1月31日(日)
- ◆使用可能店舗 町内の商品券取扱加盟店で使用できます。加盟店にはポスターとステッカーが掲示されます。詳しくは、商品券に同封する加盟店一覧をご覧ください。



■お問い合わせ先 小坂町商業協同組合 (TEL25-8099) 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

## 七滝観光物産直売所(孫左衛門)と十和田ふるさとセンターの指定管理者を募集しています

【指定管理者を募集している施設】

**1 名称** 七滝観光物産直売所(孫左衛門)  
**所在地** 小坂町上向字藤原35番地3



**2 名称** 十和田ふるさとセンター  
**所在地** 小坂町十和田湖字大川岱45番地1



- 指定管理者が行う業務、応募資格等については、町観光商工班までお問い合わせください。
- 申請書の締切: 12月25日(金)まで

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

## 「秋田県雇用維持支援金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)を活用して雇用環境の維持に努めている県内事業者に対し、支援金を支給する秋田県独自の給付制度です。

### ◆支給対象

秋田県内の事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、4月1日から12月31日までに実施した休業等に対し、秋田県労働局長より雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主等(※1)。

※1…個人事業主、法人、社団、財団などが対象で、大企業は除く。

### ◆支給額

1 事業所当たり、助成金の支給決定回数(月数)に応じて、1回(月)は10万円、2回(月)は20万円、3回(月)以上は30万円を支給します。(※2)

※2…雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の両方の支給決定を同月に受けている場合の回数は1回とみなします。

- ◆受付期間 令和3年2月26日(金)まで※当日消印有効
- ◆申請受付先 秋田県産業労働部雇用労働政策課『雇用維持支援金行』  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

■お問い合わせ先 秋田県雇用維持支援金センター (TEL018-860-2331)  
 (受付時間) 平日9時から17時まで(12月29日～1月3日を除く)